

新たな都市計画・制度に対応した広域的な都市づくりの推進方策について
(答 申)

用 語 説 明

用語	読み	説明	該当頁
			本文
あ行			
IT	あいてい	【information technology】の略 最近のインターネットやモバイル通信、ブロードバンド等の急速な普及に象徴される情報通信技術を指す。	53
NPO	えぬぴーおー	民間非営利団体（Non-profit-Organization）。 営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。 平成10（1998）年12月に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行。	22, 54
か行			
開発行為	かいはつこうい	都市計画法上の『開発行為』とは、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の「区画形質の変更」をいう。」と定められている。 土地の区画の変更とは、道路や水路等の新設、付け替え、廃止による区画の変更。 土地の形の変更とは、切土、盛土による地盤面の現状の変更。 土地の質の変更とは、農業を目的とする土地等、宅地以外の土地を、建築物等の建設の用に供する目的の土地（宅地）に変更すること等。	4, 26, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 38
開発審査会	かいはつしんさかい	都市計画法第78条第8項及び地方公共団体条例に基づき、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる7人の委員からなる知事（又は市町村）の諮問機関。審査会では開発行為や、都市計画法に規定する審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、その他法律によりその権限に属された事項を行う。	35, 36
機関委任事務	きかんにんじむ	地方公共団体の執行機関、特に都道府県および市町村長を国の機関とし、これに国の事務を委任して、執行させる制度である。 「地方分権一括法（H12.4施行）」により制度が廃止され、これまでの機関委任事務については、内容により新たに法定受託事務及び自治事務として位置づけられたもの、また、事務自体が廃止されたものがある。	9
技術的水準	ぎじゅつてきすいじゅん	都市計画法第33条における基準（開発許可基準）により担保される開発行為の技術的な水準。	32, 33
既存ストック	きぞんすとっく	【stock】ストックとは在庫を意味する。本運用方針で用いる既存ストックとは、市街地において今まで蓄積されてきた道路や公園、下水道等の都市基盤施設を指す。	6, 10
機能別・分野別縦割り計画	きのうべつ・ぶんやべつたてわりけいかく	行政における、道路、河川、都市、公園、下水道等の機能別・分野別に策定される計画を指す。	2
基盤整備事業	きばんせいびじぎょう	一般的には、ダム、河川、道路、橋梁、鉄道、港湾、空港などの近代社会を形成するに必要不可欠の基盤施設を整備するための事業を指す。 本運用方針では、特に道路、公園、下水道等の都市施設の整備に関する事業及び健全な市街地の形成を目的とした市街地開発事業等を指す。	2, 21, 22, 25, 27, 45
区域区分（線引き）	くいきくぶん（せんびき）	都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、まず、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分して、市街化区域と市街化調整区域を定める。これを「区域区分」といい、いわゆる「線引き」と呼ばれる（同法第7条第1項）。	3, 21, 26, 30, 34
区域マスタープラン	くいきますたーばらん	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。 都市計画法では、以下のとおり規定されている。 第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 都市計画の目標 二 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針 三 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 3 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。	1, 27, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 49, 53

用語	読み	説明	該当頁
			本文
県政 中期ビジョン	けんせい ちゅうき びしょん	平成7年に策定された「広島県第四次長期総合計画」を補完し、県民と県が協働して、元気な広島県をつくっていく仕組みづくりに取り組む道筋を示すものとして、平成12年に策定したビジョン。 「県政中期ビジョン ひろしま夢未来宣言」	1,2,10
建築確認	けんちく かくにん	建築基準法第6条の規定に基づき、建築主が建築物を建築する場合において、工事に着手する前に、建築主事に対して提出する申請で、その計画が当該建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する法律の規定に適合することの審査を受けるもの。 本県においては、県の地域事務所建設課等において、建築確認業務を取り扱っているが、広島市、呉市、福山市は建築基準法に定める特定行政庁として、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市は限定特定行政庁として建築確認業務を行っている。	19,38
建築主事	けんちくしゅじ	建築物や工作物の建築計画等が建築基準法、その他の建築物の敷地、構造及び建築設備などに関する法令の規定に適合していることを確認する権限を有している都道府県又は特定の市町村の職員のことをいう。	32,33
建ぺい率	けんぺいりつ	建築物の敷地面積に対する建築面積の割合。	32,33,37, 38,51
広域行政圏	こういき ぎょうせいけん	就業、生活物資の調達、医療、教育など住民の日常社会生活上の通常の需要が、その中でほぼ充足されるような都市及び周辺農山漁村を一体とした圏域である「広域市町村圏」と、都市的行政課題に対応して大都市周辺の広域行政を推進するための「大都市周辺地域広域行政圏」を合わせた名称。	18
広域的 自立生活圏	こういきてき じりつ せいかつけん	「県政中期ビジョン」における重点プログラムとして、都市と農山漁村地域を含む圏域が、機能分担と連携により総合力を強化し、圏域全体として基礎的な都市機能や日常的なサービス機能を楽しむことができるよう、各圏域の特性を生かした広域的な自立生活圏の形成を推進する圏域。	10,23,25, 41
広域道路	こういきどうろ	都道府県内及び都道府県の区域を超えた地域間相互の連携強化を図る上で基盤となる道路など、広域的な活動、交流を支える幹線道路であり、高規格幹線道路と一体的に機能する一般国道及び主要な都道府県道等が該当する。	14,22
高規格幹線道路	こうきかく かんせんどうろ	自動車の高速交通の確保を図り、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である。 高速自動車国道法に基づく高規格幹線道路「高速自動車国道（国土開発幹線自動車道を含む）」と、国土交通大臣（旧 建設大臣）の指定に基づく高規格幹線道路「一般国道自動車専用道路」で構成される。	14
高度地区	こうどちく	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。 （都市計画法第9条第15項）	33
コーディネーター	こーでいねーたー	【coordinator】物事の調整・まとめ役。	54
国土利用計画	こくどりよう けいかく	国土利用計画法に基づき、国、都道府県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画。 国土利用計画は、総合的かつ計画的な土地の利用を確保するために定められる計画で、国土の利用に関する行政上の指針となるものである。 国土利用計画に定める事項は、国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、の事項を達成するために必要な措置の概要、とされている。	2,4
個別の都市計画	こべつの としけいかく	マスタープラン以外の都市計画であり、都市計画決定された場合、その定められた区域内の土地に都市計画制限が適用される都市計画を指す。 具体的には、都市計画法に規定された次の都市計画である。 「区域区分」、「地域地区」、「促進区域」、「遊休土地転換利用促進地区」、「被災市街地復興推進地域」、「都市施設」、「市街地開発事業」、「地区計画等」	1,41,45
さ行			
サテライト オフィス	さてらいと おふいす	自宅とオフィスの間で中間ターミナル等にパソコンやファクシミリ等を設置したオフィスをつくり、業務を行う勤務形態。 職住近接を可能にする。	8

用語	読み	説明	該当頁
			本文
市街化区域	しがいかくいき	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域（既成市街地）及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）をいう。（同法第7条第2項） 市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ（同法第13条）、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可しなければならない。（同法第33条）	19, 35, 36
市街化調整区域	しがいかちょうせいくいき	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域（同法第7条第3項） 市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は制限される（同法第29条及び第34条）。	13, 19, 26, 34, 35, 36
市街地開発事業	しがいかいはつじぎょう	地域がかかえる課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法を用いて、道路や公園などの都市施設を含んだ面的整備を行い、良好な市街地を形成する事業。 具体的には、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあげられる。	3, 4, 32, 33, 39
市街地の拡散	しがいちのかくさん	都市郊外部等に、市街地が散逸的に形成されること。	21, 26, 31
自治事務	じちじむ	地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除くもの。 法定受託事務とは、専ら国の利害に係る事務であるが、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から法律の規定によって地方公共団体が受託して行うこととされる事務のこと。	3, 4, 9
市町村都市計画審議会	しちょうそんとしけいかくしんぎかい	都市計画法によりその権限に属させられた事項及び市町村長からの諮問事項を調査審議し、また関係行政機関に建議する組織。	51
市町村マスタープラン	しちょうそんますたーぷらん	市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2第1項）。本運用方針では「市町村マスタープラン」という。 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。	1, 3, 4, 27, 41, 42, 45
シビルミニマム	しびるみにまむ	市民生活のための必要最小限の環境条件。 教育、衛生、住宅などについて、自治体が目標とする一定の行政基準。 （類：ナショナルミニマム）	22
斜線制限	しゃせんせいげん	良好な市街地環境の確保を図るために、建築物の高さや位置などの形態を規制するものである。 斜線制限には、道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限の3種類があり、これらの制限は、建築基準法による集団規定のひとつである。	32, 33
準都市計画区域	じゅんとしけいかくいき	市町村は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる一定の区域で、当該区域の自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）その他の法令による土地利用の規制の状況を勘案して、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域を、準都市計画区域として指定することができる。 準都市計画区域を指定すれば、土地利用の整序を図るために必要な都市計画として、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高度地区、美観地区、風致地区及び伝統的建造物群保存地区を決定することができることとなるほか、都市計画区域と同様、開発許可制度や建築基準法の集団規定が適用となる。	26, 30, 31, 33
人口集中地区	じんこうしゅうちゅうちく	「市区町村の区域内で人口密度の高い（4,000人/km ² 以上）調査区が隣接しており、その人口の合計が5,000人以上となる地域」を指す。 D I Dともいう。	12

用語	読み	説明	該当頁
			本文
シンポジウム	しんぽじうむ	【symposium】討論の一形式，あるテーマについて，何人かの講師が異なった意見を述べ，それをもとに参加者が質問，討論する公開討論会。	54
スプロール	すぶろーる	市街地が無計画に拡大し，虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。「アーバン・スプロール」ともいう。 スプロールの弊害は， 道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され，防災上，環境上の問題を生じる， 市街地が開発不適地まで拡散し，公共投資の非効率化を招く， 形成された低質な市街地をその後良好な環境に改変するには社会的に困難が伴うだけでなく膨大な経費を要する，などがあげられる。	8
接道義務	せつどうぎむ	都市計画区域内又は準都市計画区域内では，建築物の敷地は，原則として建築基準法上の道路に2m以上の幅で接しなければならない。 このことを，「接道義務」という（建築基準法第43条）	32,33
た行			
単体規定	たんたいきてい	建築基準法の規定のうち，個々の建築物の安全，衛生及び防火に関する基準を定めた規定を「単体規定」という。これに対し，用途地域，建ぺい率，容積率，日影規制，接道義務など，建築物相互の規定を定めたものを「集団規定」という。 集団規定は都市計画区域内や準都市計画区域内に限り適用されるのに対し，単体規定は一般的に全ての建築物に適用される。	32,33
地域事務所	ちいきじむしょ	保健所や土木事務所などのように特定の事務のみを分掌する地方機関ではなく，一定の地域において，知事から委任された広範な事務を行う総合地方機関。	19,49,52
地域発展プラン	ちいきはってんぷらん	広島県において，地域事務所ごとの振興発展方向や施策を明示し，当該地域の総合的，一体的な発展を推進するため定められる「県政中期ビジョン～ひろしま夢未来宣言～」に沿った地域計画。	1,2,41
地区計画	ちくけいかくせいど	地区計画は，一体的に整備，開発及び保全を図るべき地区について，道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項，建築物の形態・用途・敷地等に関する事項その他土地の利用の制限に関する事項を総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画である。 地区計画の決定後は，その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を規制・誘導することができ，地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図ることが可能となる。（都市計画法第12条の4第1項第1号）。	3,4,35
地方分権一括法	ちほうぶんけんいっかつほう	正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」であり，地方の自主性を強化し，地方分権を推進するため，機関委任事務制度の廃止や権限移譲などを内容として，475本の法律を一括して改正した法律。（平成12年4月施行）	1,4,8,9
中心市街地の空洞化	ちゅうしんしがいちのくうどうか	モータリゼーションの進展への対応の遅れ，商業を取り巻く環境の変化，都市中心部の人口の減少と高齢化などを背景に，中心市街地において生じている都市機能の低下を指す。	21
長期総合計画	ちようきそうごうけいかく	地方自治体が行政施策を展開する際の最上位の計画。 広島県では，「広島県第四次長期総合計画（目標年：H17）」が平成7年に策定されている。	1,2,10,41,44
伝統的建造物群保存地区	でんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく	伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため，伝統的建造物群を主として外観上認められるその位置，形態，意匠等の特性について，その周囲の環境と併せて保存することを目的として，都市計画において決定するもの。	33
同意基準	どういきじゆん	本運用方針では，市町村の都市計画の決定に対する県知事の同意基準を指す。 都市計画法では，「市町村は，都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは，あらかじめ，都道府県知事に協議し，その同意を得なければならない。」とされている。（都市計画法第19条第3項）	48,52
投資余力	とうしよりよく	行政や企業等が，新たに投資に充てることのできる余力のこと。 本運用方針では，特に，社会基盤整備に関わる新規の公共投資を指す。	6,7,21,22,23

用語	読み	説明	該当頁
			本文
特定行政庁	とくていぎょうせいちょう	原則として、建築主事の置かれた区市町村の区域内については、当該区市町村の長のことをいい、その他の市町村の区域内については、都道府県知事のことをいう。（建築基準法第2条第36号） 特定行政庁は、建築基準法に基づき、次のような権限を有する建築基準法の執行機関である。 その権限の主なものとしては、国宝、重要文化財等に指定された建築物の再現について法の適用除外の認定、原則既存不適格建築物に対する例外許可等、違反建築物に対する是正措置、建築監視員の任命、違反建築物の設計者等に対する措置、工事中の建築物に対する仮使用の承認、道路の位置指定、用途地域内の建築制限などに関することの許可、建築協定の認可、総合的設計の一団地の認定などがある。	35, 37, 51
特定用途制限地域	とくていようとせいげんちいき	特定用途制限地域は、非線引き用途白地地域において、良好な環境の形成・保持の観点から、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める都市計画であり、決定後、望ましくない用途の建築物の建築を制限することが可能となる。（都市計画法第9条第14項）	33, 37, 51
特別用途地区	とくべつようちく	用途地域内において指定する地域地区の一種で、地域的な特別の目的からする土地利用の増進、環境の保護などを図るために定める地区である。特別用途地区においては、その指定目的によって、基本となる用途地域の制限を強化する場合と、逆に制限を緩和する場合とがある。制限の内容は、建築物の用途、敷地、構造、設備等にわたるが、これらは、地方公共団体の条例で定められる。（建築基準法第49条）	33
特例容積率適用区域	とくれいようせきりつてきょうくいき	商業地域内で、道路、鉄道、下水道等の基盤施設が十分整っており、区域内の未利用容積を他の敷地で活用して区域全体として高度利用を図ることが求められる地域について、都市計画で「特例容積率適用区域」を指定することができる。 区域内では、土地所有者の申請があれば、特定行政庁が都市計画で指定された総容積の範囲内で、敷地ごとに、建築物の利用上の必要性や周囲の状況等も考慮して、容積率を再指定することが可能となる。	9
都市化	としか	人口や産業が集中することにより、農地や山林等が市街地に転換されたり、既に市街地である場所については、より高密度な市街地が形成されたりすること。	1, 7, 8, 31
都市基盤整備	としきばんせいび	道路、公園、下水道等の都市施設の整備を指す。	1, 14, 41
都市計画	としけいかく	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、都市計画法に規定されているもの。	-
都市計画運用指針	としけいかくうんようしん	国として、今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体的な運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方（技術的な助言）を示したもの。（平成12年12月策定）	2
都市計画区域	としけいかくくいき	市又は一定の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として、都道府県知事が指定する。（都市計画法第5条第1項） 都市計画区域を指定すれば、1ha未満の開発行為も開発許可の取得が義務付けられ、建築物等への建築基準法による集団規定の適用等がなされる。また、都市の将来像を示すマスタープランに基づき、各種都市計画の決定や都市施設の整備が行われ、市街地開発事業の実施も可能となる。	2, 25, 30 他
都市計画事業	としけいかくじぎょう	国土交通大臣又は都道府県知事の認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。 都市計画施設については、すべてを都市計画事業により整備しなければならないものではないが、都市計画決定された市街地開発事業については、すべて都市計画事業として行われる。 都市計画施設とは、都市計画法に規定された道路等の都市施設のうち、都市計画決定されたものをいう。	3, 27

用語	読み	説明	該当頁
			本文
都市計画制限	としけいかく せいげん	建築行為や開発行為をしようとする場合に、それらが都市計画の内容に適合して行われるよう制限をするもので、合理的な土地利用の実現や、将来の都市計画事業の円滑な実施を担保するためのもの。	3,45
都市計画道路	としけいかく どうろ	都市計画決定された道路を指す。	14
都市構造	としこうぞう	都市において人や産業が集中する拠点の位置や、主要な人や物の流れによって形作られるネットワーク等から捉えることができる都市の骨格。	10,21,26,31,34 ,35,42,43,46
都市的整備	としてきせいび	道路、公園、下水道等の都市施設の整備や市街地開発事業等を指す。	31
都市的土地利用	としてき とちりよう	都市生活又は都市活動を営む土地利用をいう。	12,31,37
都市の機能	としのきのう	文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能をいう。	10,12,16, 26,40
都市の拠点機能	としのきよてん きのう	都市の拠点機能とは、都市がその周辺に対して都市サービスを提供する役割をいう。	18
土地区画整理事業	とちくかく せいりじぎょう	土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法によって土地の区画形質を変更し、道路、公園、広場などの公共施設の整備を行う事業である。	4,32
土地利用転換	とちりよう てんかん	土地の使いみちを別のものに変えること。	40
土地利用の整序	とちりようの せいじょ	土地利用に秩序を持たせること。	31.33
な行			
ナショナル ミニマム	なしよなる みにまむ	国民生活における最低限度の生活水準を満たすための諸条件。 (類：シビルミニマム)	8
農地転用	のうちてんよう	農地として登記してある土地を、他の用途に転用すること。	19
は行			
美観地区	ぴかちちく	市街地の美観を維持するため定める地区で、地方公共団体の条例により建築物の構造等を規制することができる。(建築基準法第68条)	33
非線引き用途白地 地域	ひせんびき ようとしらぢ ちいき	非線引き都市計画区域内で、用途地域が定められていない地域。	37,26
広島県市町村合併 推進要綱	ひろしまけん しちょうそんがっぺい すいしんようこう	有識者で構成する「広島県広域行政検討委員会」の提言を踏まえて、平成12年に策定したもので、市町村合併の推進に向けての広島県の取組みを明示しており、広島県における市町村合併の推進にあたっての指針として位置付けられるもの。	7
広島県 都市計画審議会	ひろしまけん としけいかく しんぎかい	都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審議し、また関係行政機関に建議する組織。 審議会には、学識経験者、関係行政機関の職員、市町村長の代表者、県議会議員、市町村議会の議長の代表をもって構成している。	51
風致地区	ふうちちく	都市計画法の基づく地域地区の一種で(都市計画法第8条第1項第7号)、都市の風致を維持するために定められる(都市計画法第9条第21項)。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について地方公共団体の条例により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。(都市計画法第58条第1項)	9,33
部門別計画	ぶもんべつ けいかく	行政における、道路、河川、都市、公園、下水道等の部門別に策定される計画を指す。(同類：分野別計画)	27
フルセット整備	ふるせつと せいび	ひとつの市町村などが住民の公共の福祉を向上させるためのあらゆる施設を整備すること。	23
ベクトル	べくとる	【vector】方向とその大きさを示す量のこと。 本運用方針では、目指すべき方向とその内容を意味する。	22

用語	読み	説明	該当頁
			本文
ま行			
マスタープラン	ますたーぶらん	将来像（ビジョン）を示す計画であり，例えば次のものがあげられる。 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2） 都市再開発の方針（都市計画法第7条の2第1項第1号） 住宅市街地の開発整備の方針（都市計画法第7条の2第1項第2号） 拠点業務市街地の開発整備の方針（都市計画法第7条の2第1項第3号） 防災再開発の方針（都市計画法第7条の2第1項第4号） 市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）	41,他
未線引き 都市計画区域	みせんびき としけいかく くいき	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域をいう。	19
モータリゼーション	もーたりぜーしょん	【mortarizarion】 交通の自動車化，大衆の生活の中に自動車が多く普及すること。	1,16,40
や行			
UJIターン	ゆーじえいあいたーん	Uターン，Jターン，Iターンの総称。 Uターンとは，都市等で就学，就職していたものが郷里に帰ること。 Jターンとは，大都市に就学・就職したものが，郷里の近くの都市で就職すること。 Iターンとは，都市出身者が地方の企業に就職・転職すること。	8
容積率	ようせきりつ	建築物の敷地面積に対する延べ床面積の割合。	32,33,35, 37,38
用途規制	ようときせい	建築物の用途について行う規制のこと。	37
用途地域	ようちいき	都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため，都市計画法に基づき，建築物の用途，容積率，建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度である。	4,13,19,32,33